

資 料

米国連邦仲裁法における合意による
司法審査の拡張の否定
——2008年ホールストリート事件判決

石 田 京 子

- I はじめに
- II 事案の概要
- III 判決の要旨
- IV 解 説

I はじめに

米国連邦仲裁法（Federal Arbitration Act, 以下 FAA）が規律する仲裁において、仲裁判断に対する司法審査の範囲を、当事者間の合意によって拡張することが認められるか否かという問題については、連邦控訴裁判所の判断が長年分かれた状態にあった。すなわち、FAAにおいては、仲裁判断に対する取り消しや修正等の司法審査は限定的な場合にのみ認められているが⁽¹⁾、これを

（1） FAA 第10条は、裁判所が仲裁判断の取り消しを命じることができる場合として、以下を規定している。

- （1） 仲裁判断が収賄、詐欺、または不当な手段を用いて下された場合。
- （2） 仲裁人の何れかまたは全員に、明白な不公平または汚職があった場合。
- （3） 仲裁人が、正当な事由が表示されたにも関わらず審問を延期することを拒絶し、もしくは争点につき関連性のある重大な証拠を審問することを拒絶し、またはその他の不正行為により当事者の権利を損ねた場合。
- （4） 仲裁人が権限を超越した場合、または十分に義務を履行せず、提出された係争物に対する中立的、最終的かつ明確な仲裁判断がなされなかった場合。

また、FAA 第11条は、裁判所が仲裁判断の変更または訂正を命じることができる場合として、以下を規定している。

- （1） 数字に明白かつ重大な計算間違いがある場合および仲裁判断中に言及され

当事者間の合意により、例えば「仲裁人の法の適用の誤りは裁判所に上訴することができる」と定めた場合、第 9 巡回区および第 10 巡回区では、このような合意による司法審査の範囲の拡張を認めないとする控訴審判決が出ており⁽²⁾、第 1 巡回区、第 3 巡回区、第 4 巡回区、第 5 巡回区および第 6 巡回区では、反対に、当事者の合意による司法審査の範囲の拡張を認める控訴審判決が出ていた⁽³⁾。このような状況に対し、これまで米国では様々な議論がなされてきたが⁽⁴⁾、2008 年 3 月、連邦最高裁判所は、ホールストリート事件⁽⁵⁾において、FAA において当事者の合意による司法審査の範囲の拡張は認められないとする判断を示した。本判決は、米国における仲裁理論および仲裁実務の双方に大きな影響を与えると考えられるため、以下にその概要を紹介する。

II 事案の概要

賃借人マッテル（以下 Y）は、地主ホールストリート（以下 X）から工場を借りていた⁽⁶⁾。当該工場の賃貸借契約には、Y が環境法を順守しなかったことにより X が被ったいかなる費用についても、Y が補償する旨を定めた条項が含まれていた。1998 年、当該工場敷地内にある井戸水から、トリクロロエチレンおよび他の汚染物質が検出され、Y は井戸からの汲み取りを停止し、敷

ている人物、モノ、財産の記述に明白かつ重大な誤りのある場合。

(2) 仲裁に付された事件の実質的判断内容に影響しない場合を除いて、仲裁人が仲裁に付されていない事案について判断をした場合。

(3) 争点の実体には影響を与えない形で、仲裁判断が不完全である場合。

(2) *Kyocera Corp. v. Prudential-Bache Trade Servs., Inc.*, 341 F. 3d 987 (2003) (en banc); *Bowen v. Amoco Pipeline Co.*, 254 F. 3d 925 (2001). それぞれの判例の概要は、石田京子「仲裁判断に対する合意による司法審査の拡張」比較法学第 41 巻 2 号 71 頁（2008 年）88-96 頁参照。

(3) *Puerto Rico Tel. Co. v. U.Su. Phone Mfg. Corp.*, 427 F. 3d 21 (2005); *Jacada (Europe), Ltd. V. International Marketing Strategies, Inc.*, 401 F. 3d 701 (2005); *Roadway Package System, Inc. v. Kayser*, 257 F. 3d 287; *Gateway Technologies, Inc. v. MCI Telecommunications Corp.*, 64 F. 3d 993 (1995). それぞれの判例の概要は、石田・前掲注（2）84-88 頁参照。

(4) 石田・前掲注（2）98-101 頁。

(5) *Hall Street Associates, L. L. C. v. Mattel, Inc.*, 128 S. Ct. 1396 (2008).

(6) 以下の事実の概要については、*Hall Street*, 128 S. Ct. 1396, 1400-1401 頁参照。

地の汚染物質の除去について規定したオレゴン環境品質局の同意命令（consent order）に署名した。2001年、Yが賃貸借契約の終了の意思を通知した後、Xは通知に記載された日時におけるYの契約取消権の存在に異議を唱え、かつ、賃貸借契約に基づきYはトリクロロエチレンおよび他の汚染物質除去に要する費用を補償する義務があることを主張し、訴訟を提起した。

オレゴン地区第一審裁判所では、賃貸借契約の取消権の存否に関する論点についてはYの主張が認められたが、補償の主張については、両当事者が仲裁に付すことを提案し、裁判所もこれに同意した。裁判所が裁判所命令として発した両当事者の仲裁合意には、以下の文言があった。「裁判所は、以下の場合に仲裁判断を取消、修正、または変更しうるものとする。(i)仲裁人の事実認定が相当の証拠によって裏付けられていない場合。(ii)仲裁人による法的結論に誤りがある場合。」本事件の仲裁において、仲裁人は、オレゴン州飲料水品質法（Oregon Drinking Water Act 以下、飲料水法）は環境汚染ではなく人間の健康について扱うものであり、したがってYが飲料水法違反を犯したとしても、賃貸借契約中の補償条項は発動されないとし、Yの主張を認めた。Xは、飲料水法を賃貸借契約条項において適用される環境法として扱わなかった仲裁人の法的結論に誤りがあったとして、第一審裁判所に仲裁判断の取り消しを求めた。

第一審裁判所は、Xの主張を認め、仲裁判断を取消し、事件を仲裁廷に差し戻した⁽⁷⁾。仲裁廷による差し戻し審では、飲料水法違反は賃貸借契約の条項で定められた環境法違反に該当するとし、Xの主張が認められた。当該差し戻し仲裁判断に対しては、仲裁人の利息計算に誤りがあったとして、両当事者が裁判所に対し再び仲裁判断の修正を申し立て、裁判所は両当事者の合意した司法審査基準に基づき、仲裁判断を修正したが、それ以外の点については維持された。両当事者は第9巡回区控訴裁判所に控訴し、この控訴審において、Yは主張方針を転換し、2003年のKyocera事件⁽⁸⁾を引用して、法の誤りを根拠とした司法審査はFAA上認められないことを主張した。Kyocera事件では、第

(7) この際、裁判所は *Lapine Tech. Corp. v. Kyocera Corp.*, 130 F. 3d 884 (1997) を引用し、当該巡回区において仲裁判断に対する合意による司法審査の範囲の拡張は有効である旨を示している。*Hall Street*, 128 S. Ct. at 1401. 1997年の当該事件判決については、石田前掲注(2) 91-93頁参照。

(8) *Kyocera Corp. v. Prudential-Bache Trade Servs., Inc.*, 341 F. 3d 987 (2003). 当該事件判決については、石田前掲注(2) 93頁から96頁参照。

9 巡回区控訴裁判所は、1997年の当該控訴裁判所における判断を変更し、FAAに基づく仲裁判断の司法審査の範囲について、当事者の合意による拡張は認められないとする判断が全員法廷において示されている。裁判所は、Kyocera 事件に従い Y の主張を認め、第一審裁判所に対し、「原仲裁判断（差戻し後の判断ではない）の承認の申し立てに戻り、FAA 第10条に基づき取り消すべき場合または同法第11条に基づき修正もしくは変更すべき事由のない限り、当該仲裁判断を承認」するように指示した⁽⁹⁾。

これを受けて第一審裁判所は、仲裁人は賃貸借契約について信じ難い解釈をし、これによって FAA 第10条に挙げられた取消事由の一つである、仲裁人の権限を超越したとして、原仲裁判断を取り消した。本判決に対する控訴審では、そのような信じ難さ（implausibility）は仲裁判断の取消事由に当たらないとして、第一審裁判所の判断を破棄した⁽¹⁰⁾。これに対し、X が上告を申し立て、受理された⁽¹¹⁾ のが本件である。

III 判決の要旨

スーパ裁判官による法廷意見（ロバーツ首席裁判官、トマス、ギンズバーグ、アリトゥ各裁判官同調、スカリア裁判官は判決中の脚注7の部分を除いて同調）の内容は、以下の通りである⁽¹²⁾。

1. 連邦議会は、仲裁に対する司法の懐疑的態度を「仲裁を支持し、他の契約と同じように扱う国家的政策によって置き換えるために、FAA を制定した。仲裁が行われた紛争の裁判管轄については、FAA は連邦裁判所の管轄権に関して何ら影響を与えるものではなく、むしろ当該紛争が連邦裁判所の管轄原因を独自に具備していることが求められている。FAA はまた、仲裁判断を強制するための構造を第9条から第11条において規定している。第9条の文言によれば、第10条および第11条に「基づいて」取消、

(9) *Hall Street v. Mattel*, 113 Fed. Appx. 272, 2004 WL 2596020 (C.A.9 (Or.)) (unpublished).

(10) *Hall Street v. Mattel*, 196 Fed. Appx. 476, 2006 WL 2193411 (C.A.9 (Or.)) (unpublished).

(11) *Hall Street v. Mattel*, 550 U. S. 968, 127 S. Ct. 2875 (2007).

(12) *Hall Street*, 128 S. Ct. at 1402-1408.

修正または変更される「のでなければ」、裁判所は、仲裁判断を承認「しなければならない」。これらの第10条および第11条の規定が排他的なものであるか否かについて、控訴裁判所では判断が分かれており、本事件が始まった時点では第9巡回区は別の立場を取っていたが、今日では全員法廷により、排他性を認める立場を取っている。我々は、FAA 第10条および第11条は、それぞれ迅速な取消および修正のための排他的事由を規定したものであると判断する。

2. X は、FAA に定められた仲裁判断の取消および修正事由は排他的でない」と主張するために、次の2つの議論を展開した。第一に、1953年のWilko 事件⁽¹³⁾により、司法審査の範囲を拡張する当事者の権限は認められてきたと主張する。確かに Wilko 事件では、裁判所は「仲裁人による明らかな法の無視とは異なる法の解釈は、連邦裁判所においては、解釈の誤りによる司法審査の対象とはならない」と述べており、これに基づき「明らかな法の無視」を第10条に掲げられていない追加的司法審査事由と捉える考え方も存在する。しかし、Wilko 事件の言葉づかいは曖昧であり、「明らかな無視」は司法審査のための新たな事由を述べているのか、それとも第10条に掲げられた事由を集合的に述べているのか、定かではない。次に、X は、仲裁は契約による創造物であるから、法の誤りに基づく司法審査の合意は認められると主張する。確かに FAA は仲裁手続の多くの部分について、当事者が合意によって設計することを認めている。しかし、司法審査の範囲の拡張についてまで当事者の合意を認めることは、FAA の条文に表現されている特徴と矛盾している。すなわち、第10条および第11条は、収賄、詐欺、明白な不公正、権限の超越など、当事者が合意した仲裁から甚だしく逸脱した場合について言及しているのである。これらの記述から同類解釈則（*ejusdem generis*）を用いれば、条文上の記載はこれだけ限定的な場合を挙げているのであるから、あらゆる法の誤りについて司法審査を認めるとするような基準によって当事者がこれを補うことを認めているとは考えられない。さらに、第9条の文言は、第10条および第11条に基づく取消、修正または変更のない限り、仲裁判断を承認「しなければならない」と定めているのであり、そこに柔軟性を見出すことはできない。

(13) Wilko v. Swan, 346 U. S. 427 (1953).

もっとも、条文の文言について議論をするまでもなく、FAA 第 9 条から第11条は、紛争を迅速に解決するという、仲裁の本質的な長所を維持するために求められる限定的な司法審査によって、仲裁を支持する国家政策を具体化したものであると捉えるのが道理になっている。

3. FAA 第10条および第11条が排他的な司法審査事由を規定したものであると判断するにあたり、裁判所は、FAA 以外の根拠に基づき司法審査を求めることまで排除しているのではない。仲裁判断に関する司法審査を求めるに当たり、FAA は唯一の手段ではない。当事者は、州の制定法またはコモンロー上の根拠について熟慮することができるであろう。本事件においては、仲裁合意が裁判手続の中で締結されており、裁判所命令として発せられている。連邦民事訴訟規則第16条⁽¹⁴⁾に基づく第一審裁判所の事件を管理する権限の行使として、当該仲裁合意を扱うべきである可能性がある。従って、裁判所は、本事件を破棄差し戻しする。

一方、スティーブンス裁判官による反対意見（ケネディ裁判官同調）の内容は以下の通りである。

1. 訴訟係属中の当事者は、法的結論を誤った仲裁判断については裁判所裁判官が拒絶できることを条件として、紛争を仲裁に付すことができるだろうか。連邦議会が FAA を制定するまでは、その答えは当然に肯定的なものであった。ところが、本日、連邦最高裁判所は、FAA は特定の事由に基づく仲裁判断の取消または強制を認めるのみならず、当事者が公正に交渉し、かつ裁判所がこれを承認した仲裁合意における、完全に合理的な司法審査に関する規定の強制を禁じていると判断した。この結論は、FAA の主要な目的と矛盾するものであり、FAA が制定された歴史的経緯を無視するものであるため、反対する。
2. FAA が制定されるまで、米国の裁判所は一般的に仲裁に対し敵対的態度を取っており、わずかな例外を除けば、仲裁合意を強制することを拒絶してきた。FAA 第 2 条は、この敵対的態度を改めるために、書面による仲裁合意は「有効であり、撤回不能であり、強制できる」と定めた。本条は

(14) 連邦民事訴訟規則第16条は、正式事実審理前協議（pretrial conference）、訴訟日程、および訴訟管理について規定しており、裁判所は、訴訟日程、証拠開示の範囲およびその他の適切な事項につき、命令を発することができる定められている。

FAAの根幹をなす規定であり、「仲裁合意の特定の強制に反対するコンロー上のルールを廃止する」⁽¹⁵⁾ という、FAAの制定目的を反映したものであった。このFAAの中心的目的に鑑みれば、当事者の仲裁合意を強制することの重要性は、今日、FAA制定前よりもさらに大きくなったと考えられる。

3. 裁判所意見は、第9巡回区のFAAの解釈に同意し、FAAに規定される仲裁判断に対する修正および取消の事由は排他的であると判断した。しかし、完全に合理的な類型の仲裁合意について、この強制を不必要に拒絶することは、FAAの目的を否定するものである。裁判所意見は、同類解釈則 (*ejusdem generis*) を用いて第10条、第11条を排他的な規定であると判断しているが、第10条および第11条の文言自体は、当事者が明確に表明した意図を実現する利益を無視するような解釈を押し付けるものではない。条文には、当事者が司法審査に関して追加的な事由を加えることが認められるかどうかは述べられていないのである。むしろ、第10条および第11条は、その制定経緯および目的に鑑みれば、法の誤りを理由とした司法審査を条件とした当事者の仲裁合意を遮断するためではなく、当事者を裁判所の仲裁に対する敵対的姿勢から保護するために定められた規定であると考えられる。したがって、控訴裁判所の判断が破棄されるべきものであること、および当事者にはFAAの規定以外にも司法審査を求める別の事由が存在するかもしれないことには同意するが、裁判所意見のFAAの解釈については反対する。

ブライア裁判官による反対意見は次の通りである。

私は、FAAは法の誤りを原因とした司法審査に合意する当事者の仲裁合意を排除するものではないと考える。同時に、本事件において、さらなる裁判所の判断は不要である。本事件における仲裁合意は、地方裁判所の承認を得たものである。したがって、当裁判所としては、仲裁人の最終判断を強制するように控訴裁判所に指示し、本事件を差し戻せば良いだけである。

(15) *Sutherland Corp. v. Keating*, 465 U. S. 1, 18 (1984) *in* Hallstreet, 18 S. Ct. 1396, 1408.

IV 解 説

制定法により定められた仲裁判断に対する司法審査の範囲を、当事者が合意により拡張することが認められるか否かという問題は、終局的には、仲裁契約における当事者自治と、仲裁判断の最終性 (finality) に基づく迅速低廉な紛争解決およびこれに基づく裁判所の負担の軽減という、二つの異なる目的をどのように調和させるかという問題に帰結する⁽¹⁶⁾。ホールストリート事件において連邦最高裁判所は、FAA の定める仲裁判断の取消、修正および変更事由は排他的なものであると述べ、したがって FAA においては当事者自治よりも仲裁判断の最終性が優先されるという判断を示した。

スティーブンス裁判官による反対意見が、関連する文献を引用し⁽¹⁷⁾、FAA の制定経緯およびその目的から、当事者の合意による司法審査の範囲の拡張は可能であると主張しているのに対して、裁判所意見は、FAA の条文の文言に依拠した原文主義的アプローチを取り、合意に基づく司法審査の拡張を否定しているところに特徴がある⁽¹⁸⁾。裁判所意見がこのような判断をした背景には、抑制なき契約の自由の主張に対する懸念があると指摘される⁽¹⁹⁾。当事者が定めた仲裁合意に対し、当事者が定めた通りに裁判所が関与しなくてはならないとすれば、司法経済に多大な悪影響を与える恐れがある。実際、ホールストリート事件では、最初の仲裁判断が下されてから、地方裁判所—（差戻し仲裁

(16) FAA における合意による司法審査の拡張の可否に関する議論では、肯定論は当事者自治を主張し、否定論は迅速な紛争の終局的解決とこれによる裁判所の負担の軽減を主張する。石田・前掲注 (2) 98頁以下参照。

(17) スティーブンス裁判官は、以下の二つの文献を引用し、FAA 第10条および第11条は排他的なものではなく、当事者の保護のための規定であると主張している。Cohen & Dayton, *The New Federal Arbitration Law*, 12 VA. L. REV. 265, 270-271 (1926); Cullinan, *Contracting for an Expanded Scope of Judicial Review in Arbitration Agreements*, 51 VAND. L. REV. 395, 409 (1998)。

(18) Richard C. Reuben, *Personal Autonomy and Vacature After Hall Street*, 113 PENN ST. L. REV. 1103, 1122 (2009)。もっとも、裁判所意見も脚注7において、FAA のモデルとなったニューヨーク仲裁法における司法審査事由が排他的であったことを挙げ、裁判所意見の結論が FAA の歴史とも一貫していると述べている。この脚注部分については、スカリア裁判官は同調していない。

(19) Id. at 1127.

廷）—地方裁判所—控訴裁判所—連邦最高裁判所—控訴裁判所—地方裁判所と事件が移行しており、この間、裁判所の多大な資源が用いられた。本事件は仲裁合意が裁判所命令によって発せられたという特殊な事情を含むものであるが、仲裁合意において司法審査の範囲を拡張する条項が入れられていなければ、裁判所がこのような関与をする必要もなかったであろうことに鑑みると、このような条項が裁判所に与える負担は看過しがたいものがある。本事件の連邦最高裁判所の判断の背景には、このような司法に対する負担の懸念は当然に存在していたと考えられる。

もっとも、ホールストリート事件判決は、仲裁判断に対する司法審査の範囲を当事者が拡張することが絶対的に否定したものではない。裁判所意見は、「仲裁判断に関する司法審査を求めるに当たり、FAAは唯一の手段ではない。当事者は、州の制定法またはコモンロー上の根拠について熟慮することができるであろう」と述べており、FAA以外の法に基づく司法審査の拡張までは否定していない。実際、州の仲裁法には、当事者の合意に基づく仲裁判断に対する司法審査の拡張を明文で認めているものがある⁽²⁰⁾。FAAの適用される仲裁であっても、当事者が明示的に準拠法を特定している場合にはFAAは専占しないと解されているため⁽²¹⁾、当事者が司法審査の拡張を認める州法を準拠法とし、その上で仲裁判断に対する司法審査の範囲を拡張した場合、このような合意が認められる可能性がある⁽²²⁾。また、カリフォルニア州最高裁判所は、ホールストリート事件に対する連邦最高裁判所判決が出た後で、カリフォルニア州仲裁法の下では当事者は明示の合意により、仲裁判断の実体につき司法審査を得ることができると判断している⁽²³⁾。このような州判例法もまた、仲裁判断に対する司法審査の拡張を模索する当事者にとって手掛かりとなり得よう。さらには、FAA第10条(a)(4)に定められた仲裁判断の取消事由である、「仲裁人が権限を超越した場合」という文言を根拠に、当事者間で司法審査の

(20) ニュージャージー州では、仲裁合意の規定において、「本法は当事者が仲裁判断に対する司法審査の範囲を拡張することを排除しない」と定めている。
N. J. Stat. Ann. § 2A: 23B-4 (c).

(21) Volt Information Sciences, Inc. v. Board of Trustees of Leland Stanford Junior Univ., 489 US 468 (1989). Volt事件については、石田・前掲注(2) 80-81頁参照。

(22) Reuben, *supra* note (18) at 1156-1160.

(23) Cable Connection, Inc. v. DIRECTV, Inc., 190 P. 3d 586 (Cal. 2008).

範囲を予め拡張しておくことは現在でも可能であるという指摘もある⁽²⁴⁾。すなわち、仲裁合意において、「法の適用および事実認定について誤りのあった場合には、仲裁人は権限を超越したものとみなす」という条項を入れておくことにより、仲裁判断における法または事実認定の誤りを司法審査事由とすることが可能であるという考え方である。

このように、ホールストリート事件判決は、判断した事項よりもより多くの新たな問題を提起したと指摘される⁽²⁵⁾。実務においては、今後、仲裁合意の起草段階におけるより一層の工夫が展開されることが考えられる。そして、仲裁契約における当事者自治と仲裁判断の最終性の衝突の問題は、将来、別の論点を含む形で再び裁判所において議論される可能性があるだろう。

(24) Christopher R. Drahozal, *Contracting Around RUAA: Default Rules, Mandatory Rules, and Judicial Review of Arbitral Awards*, 3 PEPP. DISP. RESOL. L. J. 419 (2003).

(25) Robert Ellis, *Imperfect Minimalism: Unanswered questions in Hall Street*, *L. L. C. v. Mattel, Inc.*, 128 S. Ct. 1396 (2008), 32 HARV. J. L. & PUB. POLY 1187 (2009).